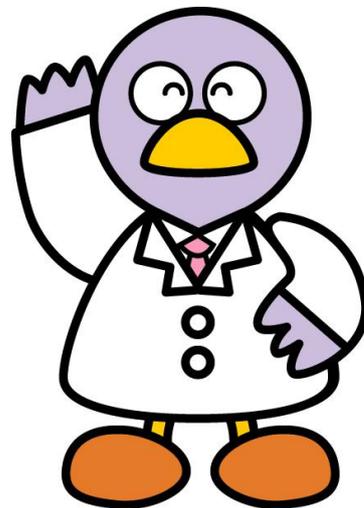


群馬県及び埼玉県ドクターヘリ 広域連携に係る運航マニュアル



平成31年第2版

群 馬 県

埼 玉 県

前橋赤十字病院

埼玉医科大学総合医療センター

I 各県のドクターヘリについて

1 基地病院

群馬県：前橋赤十字病院 前橋市朝倉町 389 番地 1
埼玉県：埼玉医科大学総合医療センター 川越市鴨田 1 9 8 1

2 運航時間

群馬県：午前 8 時 45 分から 18 時もしくは日没 30 分前の早い方
埼玉県：午前 8 時 30 分から日没 30 分前まで

3 運航体制

(1) 使用ヘリコプター

群馬県：BK117C-2（定員 7 名）
埼玉県：MD902（定員 6 名）

（注）使用機種は変更される場合がある。

(2) 搭乗スタッフ

ドクターヘリの搭乗員は、操縦士 1 名、整備士 1 名のほか、基地病院ごとに医療スタッフが次のとおり搭乗する。ただし、状況に応じて医療スタッフは変更される場合がある。

群馬県：前橋赤十字病院 医師 1 名、看護師 1 名
埼玉県：埼玉医科大学総合医療センター 医師 1 名、看護師 1 名

4 出動範囲

◇群馬県ドクターヘリ

県名	消防本部名	出動対象市町村名
埼玉県	熊谷市消防本部	熊谷市
	行田市消防本部	行田市
	羽生市消防本部	羽生市
	深谷市消防本部	深谷市、寄居町
	秩父消防本部	秩父市、横瀬町、皆野町、 長瀬町、小鹿野町
	児玉郡市広域消防本部	本庄市、美里町、神川町、 上里町
	比企広域消防本部	東松山市、滑川町、嵐山町、 小川町、吉見町、ときがわ町、 東秩父村
	埼玉県央広域消防本部	鴻巣市、北本市、桶川市
西入間広域消防組合消防本部	鳩山町、越生町、毛呂山町	

◇埼玉県ドクターヘリ

県名	消防本部名	出動対象市町村名
群馬県	伊勢崎市消防本部	伊勢崎市、玉村町
	太田市消防本部	太田市、大泉町
	館林地区消防組合消防本部	館林市、板倉町、明和町、千代田町、邑楽町
	多野藤岡広域消防本部	藤岡市、高崎市吉井町、神流町、上野村

(注) 栃木県と埼玉県の両方に対して出動要請できるエリア（太田市消防本部、館林地区消防組合消防本部）については、状況に応じて消防本部が要請先を判断することができる。

II 出動の流れ

1 出動要請基準

(1) 救急現場

救急現場への運航であって、次のいずれかに該当する場合に、他県のドクターヘリを要請できるものとする。ただし、イの場合は自県のドクターヘリ搭乗医師に意見を聞いて要請するものとする。

ア 重複要請により、自県のドクターヘリが出動できないとき。

イ 多数傷病者が発生した場合で、自県のドクターヘリのみでは対応できないとき。

ウ その他、気象条件等のやむを得ない事情により自県ドクターヘリが出動できないとき。

(注) 原則、自県のドクターヘリの運航時間外であるという理由で、他県のドクターヘリは要請できない。

(注) ドクターヘリは、現場にて心肺停止状態で蘇生術を施行しながらの搬送が必要とされる場合には、出動しないことがある。

(2) 施設間搬送（転院搬送）

原則として、施設間搬送（転院搬送）は対象外とする。ただし、次のいずれかに該当する場合に、他県のドクターヘリを要請することができるものとする。

ア 重複要請により自県のドクターヘリが出動できない場合において、両県の基地病院のドクターヘリ担当医師が緊急度が高いと判断したとき

イ 重複要請に限らず、患者の搬送先が他県のドクターヘリの基地病院である場合、または両県をまたがる施設間搬送（転院搬送）の場合で他県の基地病院ドクターヘリ担当医師が緊急度が高いと判断したとき

(3) 機体故障時の対応

自県ドクターヘリが機体故障（短時間で修復できる故障に限る。）により運航できない場合は、他県のドクターヘリを要請できるものとする。

2 要請方法

(1) 出動要請ホットライン

消防機関は、I 4の出動対象市町村で発生した事案で、II 1の出動要請基準に該当するときは、次に掲げるドクターヘリの出動要請ホットラインにより、他県のドクターヘリ通信センターに出動要請を行う。

◇出動要請ホットライン

群馬県ドクターヘリ	
埼玉県ドクターヘリ	

(2) 伝達事項

消防機関は、出動要請時に次の事項を連絡するものとする。

- ア 要請者名（消防本部）
- イ 出動先（市町村名）
- ウ 患者の容態及び現場、事故の概況
- エ 離着陸場所（ランデブーポイントの名称及び番号）
- オ 離着陸場所付近の気象状況
- カ 救急車及び支援車両の無線呼出名称（コールサイン）
- キ 使用無線（全国共通波）

3 出 動

(1) ドクターヘリと消防機関の連絡方法

ドクターヘリと消防機関は、消防・救急無線の全国共通波を通じて患者情報や離着陸場所の情報を連絡する。

なお、消防機関は、相互通信が確保されるまでの間は、ドクターヘリ通信センターに関連情報を連絡するものとする。

(2) 離着陸場所の決定等

ア 消防機関は、離着陸場所を選定し、ドクターヘリ通信センターに連絡するものとする。

イ 機長は、離着陸場所の安全を確認した上で、最終的な離着陸の可否を決定するものとする。

(3) 離着陸場所の安全確保

消防機関は、離着陸場所の安全確保について、離着陸場管理者等の協力を得て行うものとする。

(4) 患者の搬送

ア 搬送先医療機関の決定

消防機関は、ドクターヘリ搭乗医師の意見を聞いて、原則として、自県内の医療機関から搬送先となる医療機関（以下「搬送先医療機関」という。）を選定するものとする。

ただし、患者の容体、地勢その他の事情により必要な場合は、自県外の医療機関を選定できるものとする。

なお、搬送先医療機関の選定に当たっては、ドクターヘリの飛行距離等にも配慮するものとする。

イ 搬送先医療機関への連絡

搭乗医師又は看護師は、消防機関が選定した医療機関に傷病者の受け入れを連絡するものとする。

ただし、医療スタッフが連絡できない場合は、消防機関が代行するものとする。

ウ ヘリポートがない医療機関への搬送

消防機関は、搬送先医療機関の所在する消防機関への依頼により、ランデブーポイントの選定、安全確保及び搬送先医療機関への移送のための協力を得るものとする。

エ 家族等の同乗

原則として、家族等の同乗は行わないものとする。

ただし、搭乗医師が必要と判断し、機長の同意を得た場合は、1名に限り同乗させることができる。

オ 傷病者の搬送

搬送先医療機関に受入の確認が済み次第、ドクターヘリによる患者の搬送を開始する。

(5) 搬送患者の引継ぎ

ア 搬送先医療機関の医師は、可能な限りドクターヘリの離着陸場所にて患者を迎え、搭乗医師から引き継ぎを受ける。

イ 搬送先医療機関の医師が離着陸場所での引き継ぎが困難な場合は、搭乗医師が救急車等に同乗して搬送先医療機関において引き継ぐものとする。

ただし、搭乗医師が、患者の容体等により同乗の必要がないと判断し、搬送先医療機関の医師及び救急隊長の承諾を得たときはこの限りでない。

ウ 消防機関は、搭乗医師を同乗させて医療機関に搬送したときは、医師を離着陸場所または最寄りの公共交通機関まで送るなど、帰路の手段に配慮するものとする。

(6) 高速道路において傷病者が発生した場合の取扱い

ア 高速道路の出口を管轄する消防機関は、ドクターヘリを要請した消防機関（以下「要請元消防機関」という。）から依頼を受けたときは、ランデブーポイントの選定及び安全確保を行うものとする。

イ 依頼を受けた消防機関は、ランデブーポイントを決定したときは、要請元消防機関及びドクターヘリ通信センター連絡専用電話に連絡するものとする。

Ⅲ その他

1 高速道路上における事案への対応

県境をまたぐ高速道路上において傷病者が発生したときは、出動した消防本部の所属する県のドクターヘリを第一義に要請するものとする。

2 バックボードの取扱い

救急患者をドクターヘリに収容する際は、ヘリコプター搭載のバックボードに寄せ換えるものとする。ただし、患者の状態により寄せ換えができない場合は、バックボードごとドクターヘリに収容するものとし、ドクターヘリが預かったバックボードについては、基地病院負担で消防本部（又は消防署）に返却するものとする。なお、その際、消防機関に代替のバックボードは渡さないものとする。

（注）バックボードをドクターヘリに預けた場合には、バックボードの返送先（〇〇消防本部、〇〇消防署など）を搭乗スタッフ又は基地病院に連絡してください。

3 各県運航マニュアルの適用

本マニュアルに定めるもののほか、出動するドクターヘリが所属する県の運航マニュアルを適用するものとする。

附 則

このマニュアルは、平成27年3月25日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成31年4月1日から施行する。